

## 電気通信事業ガバナンス検討会における情報の取扱いについて

「電気通信事業ガバナンス検討会」開催要綱4（8）に基づき、本検討会の運営に必要な事項として、標記について下記のとおり定める。

### 記

本検討会においては、サイバーセキュリティ対策及びデータの取扱いに係るガバナンスに関する個別事例等を取り扱うことから、本検討会で知り得た情報を公開することにより、当事者及び第三者の利害を害するおそれがあるため、構成員は1及び2の事項を遵守するものとする。

1. 構成員は、本検討会で知り得た非公開情報について、厳に秘密を保持するものとし、総務省の書面による承諾なくして、第三者に開示しないこと。また、構成員を辞した後も同様とすること。
2. 構成員は、本検討会で知り得た非公開情報に基づく活動を行わないこと。

以上